

平成30年度

法人本部 事業計画

すべての障がい者に陽光が
燦々とそそぎ それぞれが幸せに
くらせる社会の実現

～地域福祉の安心・拠点としての役割を果たす～

社会福祉法人大田幸陽会

社会福祉法人大田幸陽会

法人理念

すべての障がい者に陽光が
燦々とそそぎ それぞれが幸せに
くらせる社会の実現
～地域福祉の安心・拠点としての役割を果たす～

社会福祉法人大田幸陽会

経営方針

1. 多様な福祉ニーズに対応する施設運営
新分野に取り組む
2. 広い視野・変化に対応できる職員を育成する
3. 事業の充実・拡大や課題解決のため
経営改革等を推進し執行体制の強化をはかる

社会福祉法人 大田幸陽会 ビジョン

○大田幸陽会では、現在法人の経営改革に取り組んでおり、その目標は
第一に、「法人使命を果たすための経営基盤強化と人材育成」
第二に、「利用者・地域の期待に応える法人を目指すこと」
第三に、「意欲と希望を持って働く専門集団の形成」です。

この経営改革を着実に実施します。

○障害者とその保護者の高齢化・重度化への対応と地域生活支援・就労支援のため、設立母体である大田区知的障害者育成会と連携し、大田区および区内の各種団体との良好な協力関係をつくりながら、既存施設・事業を整備・充実させるとともに、新分野への事業多様化・拡大を図ります。

○このような施設・事業の整備・充実・多様化の中で、大田区に根ざした地域密着法人として「大田幸陽会全体で入所施設の機能を地域の中に実現する」という考えにより、通過型入所施設であるつばさホーム前の浦の利便性の向上、グループホームの増設・改築、居宅系事業の拡充、既設通所施設・事業の充実とこれら施設・事業相互のネットワークづくりに取り組みます。

○障害者の保護者からの要望もあり、法人の設立動機の一つとなっていた入所施設の建設は、土地が入手できずに困難な状況ではありますが、施策の動向を踏まえ行政や関係諸団体とのより積極的な連携を図りながら、規模や資金計画の見直し等を含め、その実現に向けた努力を続けます。

○法令遵守と情報開示によって事業経営の透明性と信頼性を高め、地域に開かれた安心できる施設・事業の運営を行います。 *平成 25年 6月 25日 発表

社会福祉法人 大田幸陽会 ミッション

1. 私たちは、人が人に関わりながら「はたらく・まなぶ・いきる」
を結ぶ支援をします
2. 大田区の障がい福祉の中心的役割を担います
3. 社会福祉法人としての責任を果たす経営改革を継続推進します

「はじめに」

➤ 「私たちは“社会福祉法人大田幸陽会”です。」

◇ 大田幸陽会は、大田区手をつなぐ育成会の前身である「大田区促進学級親の会」結成(S31)以来、「障害のある子らの幸せ」と「親なき後の安心」を願う約半世紀にわたる親の会の活動と区の支援の中から、平成5年3月25日設立されました。

◇ 法人設立の原点には、「日中活動の場づくり」と「親亡き後のケア付き生活ホームづくり」及び「親の会の活動拠点であった会館等の財産寄附」並びに「思いに共鳴して下さった関係者の支援」があります。

➤ 「“陽光燦々”を目指す支援が私たちの仕事です。」

◇ 「すべての障がい者に陽光が燦々とそそぎ、それぞれが幸せに暮らせる社会の実現」が当法人の理念です。
理念の実現に向けた行動が私たちの仕事です。

➤ 「地域に暮らす皆様への質の高い

サービス提供に取り組み続けます。」

◇ 法人理念の実現過程において、地域福祉の安心拠点としての機能・役割を果たしていきます。

社会福祉法人大田幸陽会本部 平成30年度事業計画一目次

1. 全体状況と今年度の事業推進方針
2. 重点推進事項
3. 新規事業予定
4. 地域公益活動の推進
5. 地域・関係機関連携
6. 人材確保・育成とサービスの質向上の取り組み・研修計画
7. 改正社会福祉法に対する本部機能強化
8. 権利擁護・虐待防止の取り組み
9. 法令遵守に関する取り組み
10. 危機管理計画
11. 年間予定
12. 組織・会議体

社会福祉法人大田幸陽会本部

平成 30 年度事業計画

1. 全体状況と今年度の事業推進方針

1) 全体状況

法人理念である「それぞれが幸せにくらせる社会の実現」を目指して大田幸陽会第4次経営改革プランを推進し、①サービスの質の向上（事業拡充・強化）、②公益活動の取り組み ③福祉人材の育成 において平成 29 年度は体験型グループホーム事業の開始等、一定の成果を出した。

本部機能の強化を図りながら、改正社会福祉法（平成 29 年 4 月 1 日施行）による諸課題（ガバナンスの強化、経営の透明性、財務規律強化、地域公益活動の取り組み、福祉人材確保）についても鋭意取り組みを進めている。

新たな改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、地域福祉計画による「地域共生社会」の実現に向けた取り組み、「包括的な支援体制の整備」等が一層推進される。この流れを念頭に置いた法人事業推進を目指す。

また「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定」は改定率がプラス 0.47%となり、自立生活支援・就労定着支援の制度化、共生型サービスの創設等がなされたが、就労継続支援 B 型の平均工賃月額に応じた報酬設定や計画相談支援、グループホームの評価法等、加算も含め条件によりメリハリのついた細かい報酬設定になっており、今後の事業推進の方向を大きく規定するものであるため、内容を十分精査し対応することが必要である。

権利擁護・虐待防止の取り組みは虐待防止・人権委員会の活動を通し推進中である。さらに相模原事件への対応として、「法人サービス利用者の権利擁護規程」をはじめとする関連諸規程の改正及び新たに虐待防止対応要綱、職員相談窓口設置要綱を制定・施行（平成 29 年 12 月 1 日）した。このことは管理型の権利擁護から自立型の権利擁護への転換、更に法人（組織）が現場職員を支援する「バックアップ型組織」への転換を進めるための土台形成として行ったものである。

こうした中、今年度は第 4 次経営改革プラン（H28～H32）の中間年度となる。国や大田区の障害施策動向の変化を広い視野でとらえ、高齢者介護等他分野、異業種、その他、多様な方々や資源と連携、協働し、わが事まるごと地域共生社会づくりに参画し、法人理念である「それぞれが幸せにくらせる社会の実現」に向けて、これまでの積み重ねを具体的にしておこなう。

2) 事業推進方針

①法人理念、経営方針の浸透による「ガバナンス強化」

②ルール、基準を守ることを通した「バックアップ型組織」への転換

2. 重点推進事項

「第4次経営改革の推進」

- 1) 新規事業開始と既存事業の機能強化（サービス向上）～地域生活支援拠点整備
- 2) 地域公益活動の推進強化
- 3) 運営事業のバックアップ強化
- 4) 権利擁護・虐待防止の推進

3. 新規事業予定

- 1) 障害者生活ホーム 西蒲田幸陽ホーム開設（7月予定）
- 2) ケアサポート幸陽 西蒲田営業所開設（7月予定）
- 3) 大田区立大森東福祉園 時間外対応に係るモデル事業の検討、実施。日中一時支援の運用による事業化を調整・実施。
- 4) さわやかワークセンター 就労定着支援事業開設（10月予定）

4. 地域公益活動の推進：4つの層の取り組み

4層	活動内容
各拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1) 地域行事の開催、まちづくり参画 2) 環境美化活動・防犯活動 3) 災害に備えた福祉支援体制づくり 4) 福祉従事者・地域住民に向けた共生型福祉講座・学習会等の開催 5) ボランティア受入・育成 6) 建物・スペース・管理物品等の貸出
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1) いわゆる「フードバンク」の取り組み 2) 移動支援従業者養成研修の実施、介護技術研修等への協力
区内 法人 協働	<p>「大田区社会福祉法人協議会」幹事法人として地域連携を積極的に推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 関係機関とのネットワーク構築に向けた取り組み <p>「おおたスマイルプロジェクト」など（※）</p>
広域	<ol style="list-style-type: none"> 1) 東京都地域公益活動推進協議会・広域連携事業推進委員会委員として参画 2) 中間的就労推進事業への参画

※『おおたスマイルプロジェクト』：大田区社会福祉法人協議会の幹事5法人（大田区社協、池上長寿園、大洋社、有隣協会、大田幸陽会）が地域の福祉的課題に協働して取り組む活動プロジェクト

- ・「れいんぼう」：区内ひとり親家庭の小中学生を対象とした「生きる力を身に付ける」ための「学ぶ」「食べる」「動く」「体験する」4つのプログラムを行う活動
- ・「おおた福祉カレッジ」：福祉人材の確保育成を目的とした、資格取得支援・中間就労等
はたらく支援・研修交流・就職面接会の取り組み

5. 地域・関係機関連携

1) 「地域共生社会(わが事・丸ごと)構想」実現にむけた連携

- ① 地域包括、連合町会、地区民協、地区青少対、社協、法人協、関係法人、当事者団体等との連携を常に志向した活動の推進
- ② 事業展開等を通して魅力ある地域づくりに参画し、ネットワークの力を多様な包括的課題解決に活かす

6. 人材確保・育成とサービスの質向上の取り組み・研修計画

1) 人材確保

- ① ホームページの充実を図る
- ② 募集媒体の複数活用と福祉の説明会等への計画的参加
- ③ 体感型のキャリア相談の実施

2) 人材育成とサービス向上

- ① 自立型権利擁護の推進
- ② 専門スキル向上
- ③ 包括的支援・地域課題に参画する人材育成
- ④ リスクマネジメント活動（ヒヤリハット・ニヤリホット）推進
- ⑤ 福祉サービス第三者評価受審・有効活用

3) 研修計画 <2)の取り組み実践として>

- ① 全員対象
 - ア) 法人職員全体研修
 - イ) 権利擁護・虐待防止研修
- ② 階層別研修
 - ア) 新人職員（新任者集合研修・ブラッシュアップ研修）
 - イ) 1～3等級職員（接遇研修・ビジネスマナー、チームワーク向上研修）
 - ウ) 3、4等級職員（リーダーシップ・指導力育成強化・問題解決力向上・モチベーションアップ研修）
 - エ) 管理職研修（ハラスメント研修等）
- ③ スキルアップ研修
 - ア) ファシリテーター養成研修（事例検討推進の中心的人材育成）
講師：明治学院大学社会学部 深谷美枝教授
 - イ) 事業所間交流研修
 - ウ) テーマ別研修
- ④ 各事業所内の取り組み
 - ア) 事例検討推進 スキルとマインドを高める
 - イ) 職場研修（OJT）の推進
- ⑤ その他外部研修は随時参加

7. 改正社会福祉法に対する本部機能強化

1) ガバナンス強化

- ① 法人理念、諸規程（定款・就業規則・諸規程等）、ルールへの浸透

- ② 価値創造の好循環ループ（※）の徹底
 - ※好循環ループ
 - i 新しいチャレンジ（高い目標・ミッション）が
 - ii 内発的動機付け（モチベーション）を高め
 - iii 魅力あるサービスをつくり
 - iv 選ばれる法人・事業所となる
- 2) 活力ある法人の持続的発展に向けた「働きやすい職場づくり」
 - ① 人事労務制度の整備：理念実現に向けた就業規則の見直し等
 - ② 福祉関連資格取得の促進（資格取得支援制度運用規程制定・施行）
- 3) 財務規律強化への対応
 - ① 経理規程（新会計基準）に準拠した財務会計事務の年間進捗管理
 - ② 平成 30 年度報酬改定への対応にかかる情報共有

8. 権利擁護・虐待防止の取り組み

1) 権利擁護・虐待防止

- ① 「虐待防止対応要綱」に基づく法人・事業所虐待防止・人権委員会推進によるセルフチェック・検証活動(サービス提供ガイドライン・虐待チェックリスト)
- ② 「エビデンス」に基づく支援を実践するための専門性の向上に関する取り組みと連動して実施
- ③ 「自立型権利擁護」についての学びを深めるテーマ別研修の実施(人材育成と連動)

2) 苦情解決

- ① 「苦情解決制度に関する要綱」に基づいて適切に対応
- ② 苦情解決第三者委員
 - ・ 任期：平成 29 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日
 - 春日秀文 弁護士
 - 山崎澤子 大森西地区民生委員児童委員協議会会長
 - 明石敦子 元中学校校長 元まごめ園施設長

3) 個人情報保護

- ① 「個人情報保護規程」および「特定個人情報取扱規程」に基づいて適切に対応

4) 成年後見制度等利用支援

- ① 制度に関する情報提供等
- ② 制度活用の支援(主につばさホーム前の浦・障害者生活ホーム・相談支援室さんさん幸陽等)
 - ※要望に基づいた、生活環境の変化(一人暮らし・グループホーム入居・入所施設への移行等)に際しての後見制度申し立て・利用相談と支援

9. 法令遵守に関する取り組み

1) 基準となる規則・ルール等の職員周知と理解促進

- ① 「就業規則」等を活用した共通認識づくり
- ② 管理職・監督職対象の「ハラスメント研修」受講を継続推進

- 2) 「風通しの良い職場づくり」の促進
 - ① 「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」に取り組む
 - ・ 「いい事も気になる事も言い合える職場づくり」
 - ・ 「働きやすい福祉の職場」を可視化して対外アピール（職員募集等活用）
 - ② 社会福祉法人大田幸陽会サービス提供ガイドラインの自主点検
 - ③ 職員相談窓口の周知
10. 危機管理計画
 - 1) 防災
 - ① 各事業所防災訓練等計画による推進
 - 2) 緊急時対応
 - ① 緊急対応マニュアルにより適切に対応
11. 年間予定
 - 1) 主な予定は別紙「年間予定」の通り
12. 組織・会議体
 - 1) 評議員会・理事会
 - ① 評議員会
 - ② 理事会
 - ③ 評議員選任・解任委員会
 - 2) 経営会議・拠点施設長会
 - ① 経営会議
 - ② 拠点施設長会
 - 3) 職階・職種別会議
 - ① 支援統括責任者会議
 - ② 法人事務担当者会議
 - ③ 看護師連絡会
 - ④ 栄養士連絡会
 - ⑤ 相談支援従事者会
 - 4) 専門委員会
 - ① 研修委員会
 - ② 虐待防止・人権委員会
 - ③ サービス向上委員会
 - 5) 法令遵守・懲戒・昇格選考
 - ① 法令遵守推進委員会
 - ② 懲戒委員会
 - ③ 職員昇格選考判定委員会

平成30年度 社会福祉法人大田幸陽会 事業等概要

施設・事業等	事業種類	開設	受託所在地・電話番号	利用者定員
1 大田幸陽会本部事務局	—	1993年 3月	〒143-0013 大田区大森南2-15-1 Tel. 03-3745-0808 Fax. 03-3745-0923	—
2 大田区若草青年学級	余暇活動支援事業	1972年 6月 2008年 4月	〒143-0013 大田区大森南2-15-1 Tel. 03-3745-0808 Fax. 03-3745-0923	—
3 のぞみ園	就労継続支援B型	1996年 4月	〒143-0013 大田区大森南2-15-1 Tel. 03-5737-0777 Fax. 03-5737-0775	50名
4 まごめ園	多機能型（就労継続支援B型）	1993年 4月	〒143-0027 大田区中馬込2-3-19 Tel. 03-3773-0777 Fax. 03-3773-0984	37名
	多機能型（生活介護）			25名
5 さわやかワークセンター	多機能型（就労移行支援）	1994年 4月	〒144-0051 大田区西蒲田3-19-1 Tel. 03-5747-5670 Fax. 03-5747-5680	6名
	多機能型（就労継続支援B型）			34名
6 大田区立しいのき園	就労継続支援B型	2002年 4月	〒144-0034 大田区西糀谷2-9-12 Tel. 03-5705-0033 Fax. 03-5705-0030	60名
7 大田区立 志茂田福祉センター	多機能型 （就労継続支援B型）	1970年 12月 2017年 4月	〒144-0056 大田区西六郷1-4-27 Tel. 03-6715-9375（就B） Fax. 03-6715-9901 Tel. 03-6715-9376（相談）	60名
	多機能型 （指定特定相談支援事業）	2014年 1月 2017年 4月		—
8 大田区立新井宿福祉園	生活介護	1999年 4月	〒143-0024 大田区中央2-13-2 Tel. 03-3774-1371 Fax. 03-3774-1386	40名
9 大田区立池上福祉園	生活介護	2002年 4月	〒146-0082 大田区池上6-40-3 Tel. 03-5748-0055 Fax. 03-5748-0067	50名
10 大田区立大森東福祉園	生活介護	1984年 5月 2008年 4月	〒143-0012 大田区大森東1-36-7 Tel. 03-3766-5760 Fax. 03-3766-5761	45名
11 大田区立 つばさホーム前の浦	心身障害者自立生活訓練施設 （3年）	1998年 4月	〒143-0013 大田区大森南2-15-1 Tel. 03-5737-0771 Fax. 03-5737-0773	14名
	心身障害者自立生活訓練施設 （短期）			2名
	緊急一時保護			6名
12 障害者生活ホーム	指定共同生活援助	1993年 4月	〒144-0034 大田区西糀谷2-31-2 Tel. 03-6423-6915 Fax. 03-6423-7045	39名
13 大田幸陽会 ラナハウス西糀谷	サービス付高齢者向け住宅	2011年 4月	〒144-0034 大田区西糀谷2-31-2 Tel. 03-6423-6915 Fax. 03-6423-7045	—
14 相談支援室 さんさん幸陽	指定特定相談支援事業	2011年 11月 2013年 6月	〒144-0034 大田区西糀谷2-31-2 Tel. 03-3744-3354 Fax. 03-3744-0355	—
15 ケアサポート幸陽	障害者居宅介護等・移動支援・ 介護保険訪問介護 等	2011年 12月	〒144-0034 大田区西糀谷2-31-2 Tel. 03-6423-6925 Fax. 03-3744-0355	—
	移動支援従業者養成研修事業			30名
17 大田区立前の浦集会所	地域活動支援施設事業	1998年 4月	〒143-0013 大田区大森南2-15-1 Tel. 03-5737-0777 Fax. 03-5737-0775	—